

別添 2 - 2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る場合)

2025 年 7 月 31 日

奈良県知事 殿

〒631-0818

奈良県奈良市西大寺赤田町 1 丁目 7 - 1

社会医療法人 平和会

理事長 山西 行造

(連絡先 TEL0742-45-4601)

決 算 届

2025 年度 (2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで) の決算を終了しましたので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
吉田病院	奈良市西大寺赤田町 1 丁目 7 番 1 号	精神科救急医療

注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所 (指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。) を全て記載すること。

注 2) 「救急医療等確保事業の別」の欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療 (以下参照) のいずれに係るものであるかの別 (当該施設で医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て) を記載すること。

○救急医療 (精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。)

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児科救急医療



[添付書類]

1. 事業報告書 様式 1
2. 財産目録 様式 2
3. 貸借対照表

① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日以前に設立された医療法人で、施行日以降に法第 44 条第 4 項の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第 50 条第 1 項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。） 様式 3-1

イ 改正法附則第 10 条第 2 項の規定により、改正法による改正前の法第 56 条の規定が、当分の間、なおその効力を有することとされた医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。） 様式 3-2

② 診療所のみを開設する医療法人

ア 新法の医療法人 様式 3-3

イ 経過措置型医療法人 様式 3-4

4. 損益計算書

① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 様式 4-1

② 診療所のみを開設する医療法人 様式 4-2

5. 監事の監査報告書 様式 5

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付してください。

6. 法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付してください。（ただし、10 及び 11 は社会医療法人に限る。）

7. 純資産変動計算書

8. キャッシュ・フロー計算書

9. 附属明細表

10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書

11. 法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号の要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足ります。
2. 提出は毎会計年度終了後 3 月以内となっています。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要です。

事業報告書
(自 2025 年年 4 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人平和会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 〒631-0818 奈良市西大寺赤田町 1 丁目 7 番 1 号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 1954 年 6 月 30 日
- (4) 設立登記年月日 1955 年 8 月 2 日
- (5) 役員及び評議員

役 名	氏 名	主な役職・経歴
理事長	山西 行造	理事長
専務理事	岩橋 優人	専務理事
理事	三木 隆	吉田病院院長
理事	岡本 徹	とみお診療所所長
理事	齋藤 昌宏	いこま駅前クリニック所長、吉田病院副院長
理事	林 俊宏	あやめ池診療所所長
理事	田中 明美	ならやま診療所所長
理事	山田 懇	夕陽ヶ丘診療所所長
理事	奥山 薫	きたまちクリニック所長
理事	藤井 真紀	吉田病院総師長
理事	泉谷 昭彦	吉田病院事務長
理事	佐藤 真理	奈良合同法律事務所・弁護士
理事	藤井 俊哉	秋篠茜会理事長
理事	吉兼 未来	奈良民主医療機関連合会事務局長
理事	池田 歩	税理士法人奈良税経センター・税理士・公認会計士
理事	福田 裕美	平和会看護部長
理事	亀本 和也	平和会事務局長
理事	山口 智美	平和会事務局次長
理事	溝浦 進一	平和会事務局次長
監事	澤山 浩	奈良民主医療機関連合会 事務局次長
監事	大西 貴英	社会医療法人健生会事務局次長
監事	山脇 忠雄	税理士法人さくら・税理士

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第

4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	吉田病院	奈良市西大寺赤田町 1 丁目 7 番 1 号	一般病床 99 床 精神病床 213 床
診療所	あやめ池診療所 とみお診療所 ならやま診療所 夕陽ヶ丘診療所 きたまちクリニック いこま駅前クリニック	奈良市あやめ池南 6 丁目 1 番 7 号 奈良市三碓 2 丁目 1 番 6 号 奈良市右京 3 丁目 2 番 2 号 生駒郡三郷町夕陽ヶ丘 1 番地 3 奈良市西大寺北町 4 丁目 3 番 4 号 生駒市本町 7-10	
介護老人 保健施設			

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備考
訪問看護ステーションほほえみポート	奈良市三碓 2 丁目 1 番 6 号	
訪問看護ステーションひだまり	奈良市右京 3 丁目 2 番 2 号	
訪問看護ステーションいこーる	奈良市西大寺赤田町 1 丁目 7 番 1 号	
奈良市伏見地区包括支援センター 【奈良市より委託】	奈良市西大寺新町 1 丁目 1 - 1 河辺ビル	
吉田病院在宅介護支援センター	奈良市西大寺赤田町 1 丁目 7 番 1 号	
ならやま診療所在宅介護支援センター	奈良市右京 3 丁目 2 番 2 号	
とみお診療所在宅介護支援センター	奈良市富雄元町 2 丁目 7 番 25 号	
吉田病院ホームヘルプステーション	奈良市西大寺赤田町 1 丁目 7 番 1 号	
とみお診療所ホームヘルプステーション	奈良市富雄元町 2 丁目 7 番 25 号	
夕陽ヶ丘診療所ホームヘルプステーション	生駒郡三郷町夕陽ヶ丘 1 番地 3	
相談支援事業所ハル 【奈良市より委託】	奈良市西大寺赤田町 1 丁目 4 番 13 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

なし

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

※医療法人整理番号

法人名 社会医療法人平和会

所在地 奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号

財産目録

(2025 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額	6,955,830 千円
2. 負 債 額	4,866,315 千円
3. 純 資 産 額	2,089,516 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	3,795,468
B 固定資産	3,160,362
C 資産合計 (A+B)	6,955,830
D 負債合計	4,866,315
E 純資産 (C-D)	2,089,516

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

※医療法人整理番号

法人名 社会医療法人平和会

所在地 奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号

貸 借 対 照 表

(2025 年 4 月 30 日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	3,795,468	I 流動負債	989,652
現金及び預金	2,836,620	買掛金	184,948
事業未収金	851,239	長期借入金 1 年以内償還	515,254
未収入金	24,380	短期リース債務	805
棚卸資産	39,854	未払金	105,581
前払費用	42,330	未払費用	108,511
その他の流動資産	6,204	未払法人税等	185
貸倒引当金	-5,159	未払消費税等	5,932
II 固定資産	3,160,362	預り金	30,362
1 有形固定資産	2,840,917	賞与引当金	34,991
建物	1,503,727	その他の流動負債	3,084
構築物	34,429	II 固定負債	3,876,662
医療用器械備品	146,966	長期借入金	2,410,036
その他の器械備品	158,374	長期リース債務	3,248
リース資産 (有形)	4,009	退職給付引当金	1,463,378
土地	873,687	負 債 合 計	4,866,315
建設仮勘定	119,725	純 資 産 の 部	
2 無形固定資産	33,223	科 目	金 額
ソフトウェア	33,223	I 積立金	2,089,516
3 その他の資産	286,222	圧縮積立金	353,103
出資金	2,300	繰越利益積立金	1,736,413
差入保証金	104,827	純資産合計	
建設協力金	179,095		2,089,516
資 産 合 計	6,955,830	負債・純資産合計	6,955,830

様式第二号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 社会医療法人平和会

所在地 奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号

損益計算書

(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 4 月 30 日)

(単位:千円)

科 目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1	事業収益		396,419
2	事業費用		411,858
	本来業務事業損失		15,439
B 附帯業務事業損益			
1	事業収益		52,120
2	事業費用		55,349
	附帯業務事業損失		3,229
	事業損失		18,667
II 事業外収益			
	受取利息	17	17
III 事業外費用			
	支払利息	1,907	1,907
	経常損失		20,558
	税引前当期純損失		20,558
	法人税・住民税及び事業税	14	14
	当期純損失		20,572

様式5

法人名 社会医療法人 平和会

市区町村法人整理番号

所在地 奈良県奈良市西大寺浜田町1-7-1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人平和会

理事長 山西 行造 殿

私たちは、社会医療法人平和会の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

2025 年 7 月 17 日

社会医療法人平和会

監事 澤山 浩 印

監事 山脇 忠雄 印

監事 大西 貴英 印